

(参考)

残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約 (POPs 条約) の概要

1. 目的

リオ宣言第15原則に掲げられた予防的アプローチに留意し、毒性、難分解性、生物蓄積性及び長距離移動性を有するPOPs (Persistent Organic Pollutants、残留性有機汚染物質) から、人の健康の保護及び環境の保全を図る。

2. 各国が講ずべき対策

- ①対象物質の製造、使用等の原則禁止 (PCB等17物質) 及び製造・使用等の制限 (DDT、PFOS等)
- ②非意図的生成物質の排出の削減 (ダイオキシン、ジベンゾフラン等)
- ③POPsを含む在庫・廃棄物の適正管理及び処理
- ④これらの対策に関する国内実施計画の策定
- ⑤その他の措置
 - ・ POPsと同様の性質を持つ新規物質の製造・使用を防止するための措置
 - ・ POPsに関する調査研究、モニタリング、情報提供、教育等
 - ・ 途上国に対する技術・資金援助の実施

3. 条約の発効

平成16年5月17日発効 (日本は平成14年8月30日に締結済)。平成22年9月現在171ヶ国+EUが締結。

4. 我が国の対応

- 対象物質の製造・使用禁止等については、化学物質審査規制法、農薬取締法等で措置。
- 関係省庁連絡会議 (議長は環境省環境保健部長) において国内実施計画を作成し、平成17年6月、地球環境保全に関する関係閣僚会議において了承。
- 我が国の主導により東アジアPOPsモニタリング事業を実施。
- 残留性有機汚染物質検討委員会に 北野大 明治大学教授を、条約有効性評価のための調整グループ及び地域組織グループに 柴田康行 国立環境研究所化学環境研究領域長を派遣。

条約対象物質 (21物質群) (平成22年9月現在)

PCB、DDT、アルドリン、ディルドリン、エンドリン、クロルデン、ヘプタクロル、トキサフェン、マイレックス、クロルデコン、ペンタクロロベンゼン、ヘキサクロロベンゼン、ダイオキシン、ジベンゾフラン、テトラ・ペンタブロモジフェニルエーテル、ヘキサ・ヘプタブロモジフェニルエーテル、ヘキサブロモビフェニル、リンデン、 α -ヘキサクロロシクロヘキサン (α -HCH)、 β -ヘキサクロロシクロヘキサン (β -HCH)、ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) とその塩・ペルフルオロオクタンスルホン酸フルオリド (PFOSF)